

高浜市

参加費
不要

だいかぞくーポン 取扱店募集

かんたんに参加できます

市内で割引が受けられるクーポンをLINEで配信します。

税込1,000円以上のご利用で

500円割引

1回の会計において
複数人数分のクーポンを
まとめて使用可能。

※利用人数を上限とし、人数分の
クーポン(端末)の提示を確認すること※
※割引率は50%が上限となります

利用期間（配信期間）

令和6年 8月1日(木) ▶ 10月31日(木)

【予算額に到達次第終了】

※クーポンの利用状況等によって、実施期間を変更する場合があります。
※8月～10月の毎月1日の午前9時にクーポンを配信します。
ただし、1日が休日にあたる9月は2日の午前9時にクーポンを配信します。
※配信されたクーポンはその月のみ利用可能となり、翌月の繰越使用はできません。

募集内容

高浜市内に店舗を有する事業者

※ただし以下に該当する場合は対象外です。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）
第2条第1項、第5項、第11項及び第13項に規定する営業を行うもの。

宗教活動又は政治活動を目的として事業を営むもの。

暴力団員（高浜市暴力団排除条例（平成24年高浜市条例第4号）第2条第2号に規定する
暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条例第1号に規定する暴力団をいう。）

若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

- クーポンが提示されたら、割引金額を値引きすることが可能な高浜市内の店舗であればご参加いただけます。
- 店舗のLINE公式アカウントの作成やお客様のスマートフォンの操作等を行う必要はありません。

〈申込期限〉

令和6年

6/14(金)

※申請期限以降も申請は可能ですが、
クーポン配信開始時期が遅れます。

換金手数料 無料

お問い合わせ

受付時間 / 平日 9:00～17:00（祝日を除く）



高浜市電子クーポン「だいかぞくーポン」事務局

TEL : 050 - 5805 - 1734

申込方法

申し込みには下記2点を提出してください

電子クーポン（だいかぞくクーポン）
取扱店登録申込書（様式第1）

MAIL

sp-aichi@shiftplus.co.jp

FAX

050-3737-4092

申し込みフォームURL

<https://otetsuzuki.jp/takahama-city>

▶様式はこちら



▶申し込みフォーム



店舗または商品の画像

JPEG、PNG のいずれかの形式。（1MB 以下）

MAIL

sp-aichi@shiftplus.co.jp

この画像は LINE クーポン配信時に
クーポン内容及び店舗ポスターへ掲載します。

※以上での提出や画像の提供が難しい方、
ご不明点は当事務局までご相談ください。

割引について

お客様が
LINEクーポンを
提示したら

1

確認

自分の店舗のクーポンで
あることを確認

2

使用済

「使用済みにする」
ボタンを押す。

3

値引きする

お会計の際に
値引きをする。

これ
だけ!

例

1回の会計が税込2,000円以上の場合

1名で来店

1名分利用 / 500円割引

※税込1,000円以上で
500円(1名分)割引可能

2名で来店

2名分利用 / 1,000円割引

※税込2,000円以上で
1,000円(2名分)割引可能

3名で来店

2名分利用 / 1,000円割引

※税込3,000円以上で
1,500円(3名分)割引可能

換金について

換金期間

令和6年11月29日(金)まで

換金手数料

無料

必要な
書類

■ 電子クーポン（だいかぞくクーポン）
事業補助金交付申請書兼請求書（様式第2）

■ 利用状況がわかるもの（レシート等）

上記2点を企画部総合政策グループに提出（郵送可能）

様式は
こちら



1週間単位、もしくは1カ月単位での請求または配信期間終了後にまとめた請求が可能です。
ある程度まとまった期間での提出をお願いします。

利用状況が
わかるもの

割引いた際のレシート（写し）や週単位でのレポートをご用意いただいたり、
配信日ごとのクーポン利用実績を任意の様式に記入していただきます。
（利用実績を記入する任意の様式や店舗掲示用ポスター等を後日お送りしますので、適宜ご活用ください。）

振込は請求を受けてから審査・支払いの処理をしますので3週間～4週間を見込んでおります。

クーポン利用
対象外

- ①次に掲げる物品等の購入：金融商品、たばこ、不動産、宝くじ、商品券、プリペイドカード等の換金性が高いもの
- ②保険医療や介護保険等の利用負担金（処方箋が必要な医療品も含む）
- ③事業者の事業活動に係る費用の支払 ④不動産の賃借に係る費用の支払
- ⑤国税、地方税、使用料その他の公租公課の納付及び納入 ⑥その他クーポンの発行の趣旨にそぐわないもの

